

平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会社名 シークス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 桔梗 芳人  
(コード番号：7613 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 丸山 徹  
(TEL 06-6266-6414)

## 転換社債型新株予約権付社債の転換価額に係る算式の決定に関するお知らせ

当社は、平成27年6月26日付の取締役会において、平成27年6月23日に公表しました130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、本社債の転換価額（以下に定義する。）の算式を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）

転換価額は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成 27 年 7 月 6 日（月）から平成 27 年 7 月 9 日（木）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に 125%から 130%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が 2,712 円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。

2. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債には利息が付されないことおよび本社債の払込金額等その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

ご注意：この文書は、当社の 130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>本新株予約権付社債の概要（平成27年6月23日公表）

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| (1) 社債総額                | 金 60 億円  |
| (2) 申込期間                | 転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の2営業日後の日まで。                               |
| (3) 払込期日<br>(新株予約権の割当日) | 平成27年7月13日(月)から平成27年7月16日(木)までの間のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (4) 行使請求期間              | 平成27年8月3日から平成32年6月26日までの間  |
| (5) 償還期限                | 平成32年6月30日   |

以 上

ご注意：この文書は、当社の130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及びその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。